

第4節 解除承認申請

1 喫煙・裸火使用・危険物品持込みの解除承認ができる範囲

前節まで、「指定場所」の取扱いと禁止されている「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の各行為の取扱いについて説明しました。

しかし、「劇場で舞台の演出効果のためにろうそくの火を使いたい」、「百貨店の加工場で食材を調理するためにガスコンロを使いたい」という場合、それらすべての行為ができないというわけではありません。行為を行おうとする者が消防署長に申請し、その行為が解除の基準に適合していると消防署長が認めた場合は、これらの行為を行うことができ、この消防署長による承認を解除承認といいます。

なお、用途ごとの詳しい解除の基準は、第2章「用途ごとの禁止行為と解除の承認について」で説明します。

2 解除承認申請の概要

解除承認を受けるための申請の概要は、次のとおりです。

事前相談

解除承認についての消防署への事前相談では、次の事項を確認します。

- (1) 行為を行おうとする場所が、指定場所となるか。
- (2) 行おうとする行為が禁止行為となるか。
- (3) 行おうとする行為に解除の基準があるか。
- (4) 解除承認を受けるときの解除の基準は何か。



解除の基準には、防火区画が必要な場合や、出入口や階段等との距離が必要な場合など、様々な条件があります。

申請手続き

申請者は必要書類を作成し、概ね10日前（最低でも禁止行為を行う日の5日前（土日祝日、年末年始を除く。））までに、電子申請、管轄消防署の窓口又は郵送で申請します。

詳しくは、本節、3「申請を行う」をご覧ください。

禁止行為解除承認申請書

禁止行為解除承認申請書は、東京消防庁のホームページからダウンロードできます。

書類審査と現地調査

提出された書類の内容について、解除承認ができる範囲の内容かどうか、火災予防上安全な行為かどうか「書類審査」と「現地調査」で審査します。

書類審査

書類審査では、申請された書類の内容について、禁止行為が解除の基準に適合しているかを審査します。

現地調査

禁止行為のうち、喫煙では使用するたばこやライター、裸火使用では使用機器や周囲の状況、危険物品持込みでは品名や数量などについて、申請どおりの内容が消防職員が現地で調査します。

なお、裸火使用にあつては実演を行っていただくことがあります。



裸火使用の現地調査

現地調査の省略

次の場合については、現地調査を省略できる場合があります。

- 1 喫煙行為のみの申請
- 2 スモークマシンの発煙剤の使用に伴う危険物品持込み行為のみの申請
- 3 同一申請場所において、行為内容（禁止行為及び周囲の状況等）が同じ場合で繰り返し申請が行われているもの
- 4 その他軽微な申請と消防署長が認めるもの



解除承認

書類審査と現地調査により、申請内容が告示で定める解除の基準に適合していると判断された場合は、書面又は電子で解除承認証が交付されます。詳しくは、本節、5「審査結果が通知される」をご覧ください。

火 気 使 用 Naked Flames		危険物品持込み Hazardous materials	
承認済 Approved		承認済 Approved	
東京消防庁 Tokyo Fire Department		東京消防庁 Tokyo Fire Department	
承認期間 Term of validity		承認期間 Term of validity	
内 容 The contents of the approval		内 容 The contents of the approval	

解除承認証

解除承認証は、解除承認期間中、承認された行為を行う場所の見やすい位置に掲出します。



解除承認の取消し

解除承認期間中であっても、解除の基準を遵守しない又は解除された行為を行っている場所から火災が発生させた場合は、解除承認を取り消されることがあります。

3 申請を行う

申請者は、指定場所の所有者、管理者、占有者（催事等のために一時的に指定場所を使用する主催者等）等で、禁止行為に関する責任と権限を有する人としてします。

(1) 電子申請の場合

ア 電子申請のURLをクリックし、リンク先の電子申請・届出システムの禁止行為の解除承認申請書の入力フォームに必要事項を入力してください。

イ 申請書の添付ファイルとして、その他審査に必要な書類等をスキャンしたデータを添付してください。

なお、審査に必要な書類等は、各解除承認申請の内容ごとに異なります。

【審査に必要な書類の例】

- ・平面図
- ・裸火使用に該当する機器の仕様書
- ・危険物品の成分表
- ・消火体制の状況等が確認できる書類（会場管理計画書など）

(2) 窓口へ提出する場合

申請様式（禁止行為の解除承認申請書）に必要事項を記載し、申請書及びその他審査に必要な書類等を正本と副本の2部作成し、管轄消防署の窓口へ提出してください。

※ 「禁止行為の解除承認申請書」は消防署に用意されているほか、東京消防庁ホームページ (<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>) から出力できます。

(3) 郵送する場合

申請様式（禁止行為の解除承認申請書）に必要事項を記載し、申請書、その他審査に必要な書類等及び返信用封筒を同封し、管轄消防署に郵送してください。

なお、申請書は信書の扱いとなりますので、郵便局からの郵送以外で送付する場合は、信書を送付することができる事業者（特定信書便事業者）を利用して送付してください。

申請要領

申請は指定場所ごとに行い、承認期間は行為を行うのに必要な期間とします。なお、複数の禁止行為であっても、指定場所と承認期間が同じであれば、一括して申請することができます。

ただし、承認期間が1年以上継続する申請の場合には、禁止行為を行う場所ごとに個別に申請を行います。

なお、火気使用設備器具等を使用する場合又は危険物品を持ち込む場合は、解除承認を申請する期間を最長で承認日から10年間とすることができます。平成21年の告示改正の際に、解除承認の期間は最長で承認日から10年間となりましたが、告示改正の施行日以前に交付した解除承認証は、施行日後においても引き続き効力を有するものとして取り扱います。ただし、解除承認内容等に変更がある場合は、改めて解除承認申請が必要です。

解除承認内容に変更が生じる場合は、あらためて申請する必要があります。

※ 法人代表者(防火管理者等の店舗責任者からの申請含む。)からの申請で、法人代表者等が人事異動等で変更された場合、承認内容に変更がなければ、あらためて申請する必要はありません。

解除承認の期間が 10 年間にできる場合の例

火気使用設備器具等を使用する場合

百貨店の売場の加工場などで、各種厨房機器（ガスコンロ、ガスフライヤー、グリラーなど）を使用する場合

危険物品を持ち込む場合

ア 百貨店の売場の加工場で、危険物品に該当する動植物油を持ち込む場合

イ 百貨店の靴などのリペアショップで、危険物品に該当する接着剤などを持ち込む場合

ウ 百貨店内の売場の一部に、ネイルエステスペースを設け、危険物品に該当する除光液などを持ち込む場合



百貨店におけるネイルエステ

4 審査を受ける

申請後は、消防署により、「書類審査」と「現地調査」が行われます。
解除の基準については、次のとおりです。

解除の基準（第3章、1、(1)「根拠条例等」を参照）

「解除の基準」には、禁止されている用途ごとに、解除承認が受けられる範囲（設備・器具の種別、数量など）、実施する位置、実施にあたっての必要な措置などが定められています。

なお、申請された内容が解除の基準に適合している場合でも、申請の内容やそれを行う場所の状況が、法、条例やその他の法令等（建築基準法関係、火薬類取締法関係、高圧ガス保安法関係など）の規定のうち防火に関するものに適合していない場合には、解除承認が受けられません。

解除の基準は、指定場所ごとに定められています。詳しくは、第2章「用途ごとの禁止行為と解除の承認について」をご覧ください。

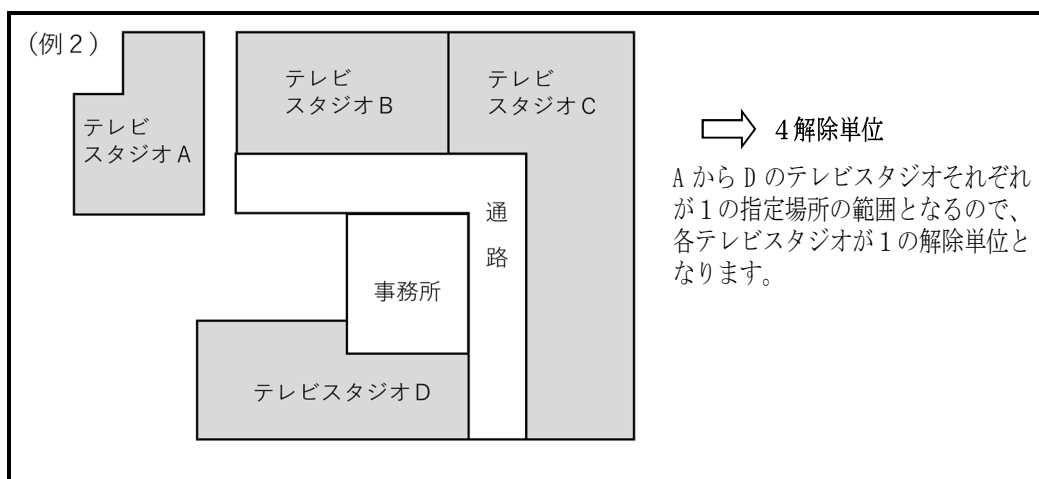
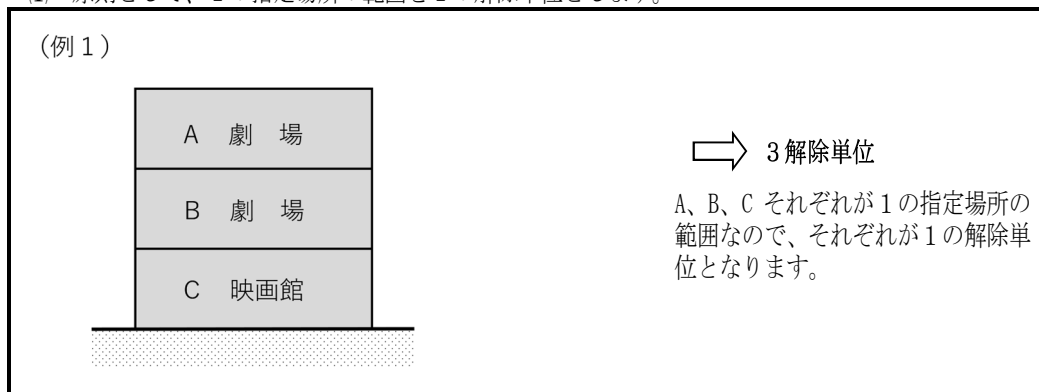
解除の基準の適用範囲（解除単位）

同じ建物に複数の指定場所がある場合は、次によります。

なお、ここで示すそれぞれの部分を「解除単位」と呼んでいます。

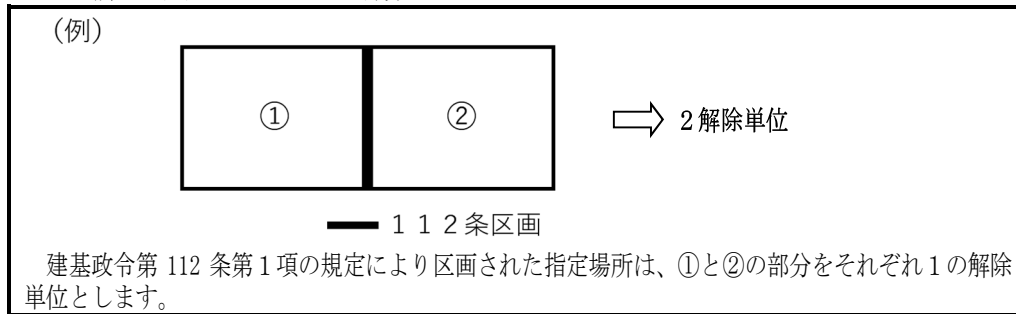
また、解除の基準に定められている数量などは、解除単位ごとに適用されます。

(1) 原則として、1の指定場所の範囲を1の解除単位とします。

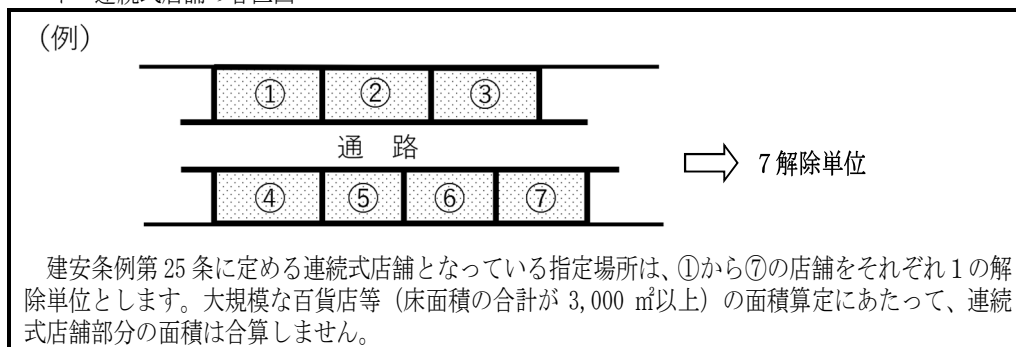


(2) 次のような場合は、それぞれを 1 の解除単位とします。

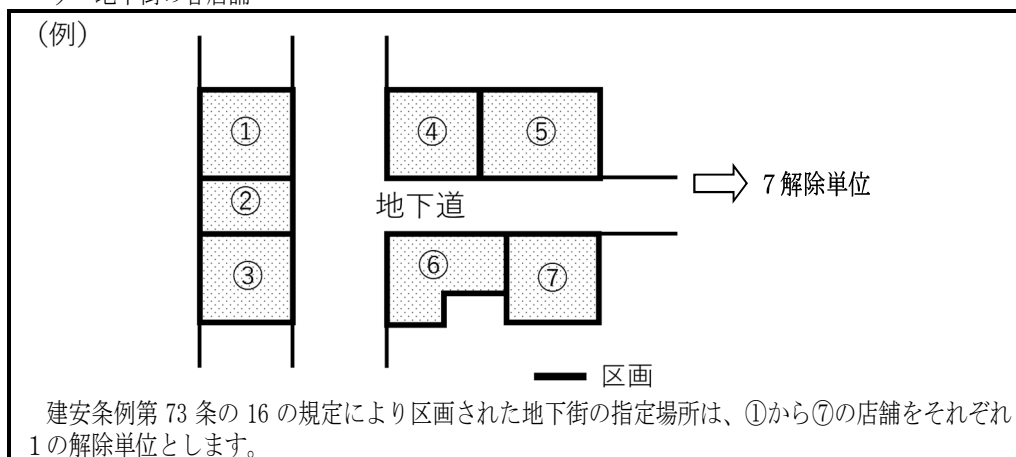
ア 所定の区画がなされている部分



イ 連続式店舗の各区画



ウ 地下街の各店舗



現地調査

申請された行為の内容、その行為を行う場所の状況などについて、現地での確認を行います。

現地調査には、申請内容について詳しい人のほか、申請行為を実際に行う人など、消防署から指示された人が立ち会うようにしましょう。

5 審査結果が通知される

解除承認の審査結果は、次のように通知されます。

(1) 解除承認が受けられる場合

解除承認を受けられる場合は、消防署から次の書類が交付されます。

ア 禁止行為解除承認書

禁止行為解除承認書には、下図のように消防署長公印が押印され（電子申請の場合を除きます）、交付されます。

		年 月 日	
(住 所)			
(氏 名)	殿		
		東京消防庁	公 印
		消防署長 (氏 名)	
禁 止 行 為 解 除 承 認 書			
所在地			
名 称			
用 途			
年 月 日 (障) 第 号による禁止行為の解除承認申請については、承認する。			
特記事項			

禁止行為解除承認書

イ 解除承認証（第3章、1、(1)「根拠条例等」を参照）

禁止行為が解除承認されると、解除承認証が交付されます。「裸火使用」又は「危険物品持込み」の場合に限り交付されます。「喫煙」については交付されません。

解除承認証は書面交付と電子交付のどちらかを選択できます。交付された解除承認証は承認期間中、解除承認された場所の見やすい位置に掲出してください。

電子交付された解除承認証を印刷して掲出する場合は、148mm 以上×100mm 以上の大きさと印刷してください。電子機器でデータを掲出する場合は、表示される解除承認証が 148mm 以上×100mm 以上の大きさになるように設定してください。

なお、書面交付された「禁止行為解除承認証」を汚損、紛失などした場合は、解除承認を受けた申請書の副本等を提示することにより、再発行することができます。

解除承認証	
縦 148 mm以上 横 100 mm以上	
火 気 使 用 Naked Flames  承認済 Approved 東京消防庁 Tokyo Fire Department 承認期間 Term of validity 内 容 The contents of the approval	危険物品持込み Hazardous materials  承認済 Approved 東京消防庁 Tokyo Fire Department 承認期間 Term of validity 内 容 The contents of the approval
裸火使用	危険物品持込み

(2) 解除承認が受けられない場合

解除承認が受けられない場合は、不承認理由等が記載された禁止行為解除不承認書が交付されます。

6 解除承認された行為を安全に行う

解除承認された行為を行う際には、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 解除承認内容の要件を厳守する。
- (2) 解除承認内容を厳守しなければならないことを行為者や従業員等に周知する。
- (3) 解除承認内容に変更が生じる場合は、速やかに消防署に連絡する。
- (4) 防火管理者や解除承認された行為を行う場所の責任者は、解除承認内容が厳守されているかどうかを定期的に確認する。

7 解除承認を取り消される場合

次に場合は、解除承認が取り消されることとなります。（第3章、1、(1)「根拠条例等」を参照）

(1) 解除の基準を遵守しない場合

次のア又はイの場合で、第一次措置として警告を行ったものの、警告事項不履行のもの

ア 解除承認を受けた場所において、消防法の規定及びその他の法令の規定で、防火に関するものに違反しているもの

イ 解除承認を受けた場所において、告示別表に定める解除の基準に違反しているもの

第1章 第4節 解除承認申請

- (2) 解除承認された行為を行っている場所から火災を発生させた場合
解除承認している行為又は物品からの出火で、解除の基準違反があるもの

		(障) 第	号
		年	月 日
(住 所)			
(氏 名)	殿		
		東京消防庁	
		消防署長 (氏 名)	公 印
禁 止 行 為 解 除 承 認 取 消 書			
所在地			
名 称			
用 途			
年 月 日 (障) 第 号による禁止行為の解除承認については、 下記の理由によりこれを取り消す。			
記			
理由			
※教 示 1 この処分に関係がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都（代表 東京都知事）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。			

禁止行為解除承認取消書